

令和7年6月19日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
 担当課長(環境影響評価・化学物質) 吉開(972-2676)
 課長補佐(有害化学物質対策) 大澤(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告者 社会福祉法人むつみ福祉会

2 報告日 令和7年6月17日

3 報告の概要

(1) 対象地名 社会福祉法人むつみ福祉会事業用地

(2) 所在地 名古屋市北区中丸町2丁目2番2、
2番6、2番7

(3) 対象地の概要 事業用地(令和元年8月～現在まで)
806.6m²(準工業地域)

(4) 汚染状況

項目※1	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数※2
土壌溶出量調査	六価クロム化合物	0.06～0.13 mg/L	1.2～2.6 倍	0.05 mg/L 以下	2／9

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

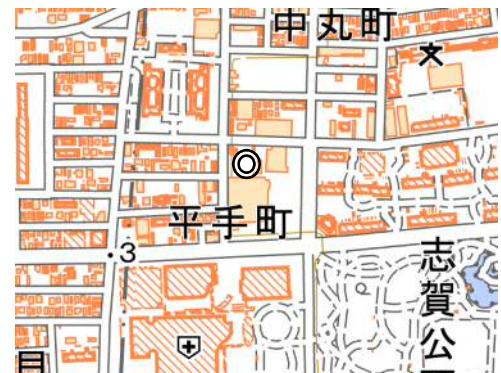
(5) 対象地の状況

地下水調査では基準に適合していたため、地下水汚染の拡散のおそれはありません。

4 本市の対応

報告者は汚染土壌を全て掘削除去する予定であり、飛散防止等の土壌汚染対策を適切に実施するよう指導を行いました。

「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づく区域の指定、告示などを行う予定です。



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイト
の地理院地図を一部編集して使用している。

＜参 考＞

基準を超過した物質の毒性について

【六価クロム化合物】

急性毒性：六価クロムの付着や粉じんの吸入による皮膚・気管・肺等の炎症や潰瘍は古くから知られているが、経口的には六価クロム塩を大量摂取すると、嘔吐・下痢・腹痛・尿量減少・肝障害・けいれん・昏睡等を起こし死亡する。

慢性毒性：経口的には肝炎を起こすことが知られている。粉じんの長期吸入により皮膚・呼吸器・肝臓等のさまざまな障害、肺がんや鼻中隔穿孔を起こす。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）では、グループ1（人に対して発がん性がある）に分類している。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」